

現在お住まいの住宅、または居住予定の既存住宅の

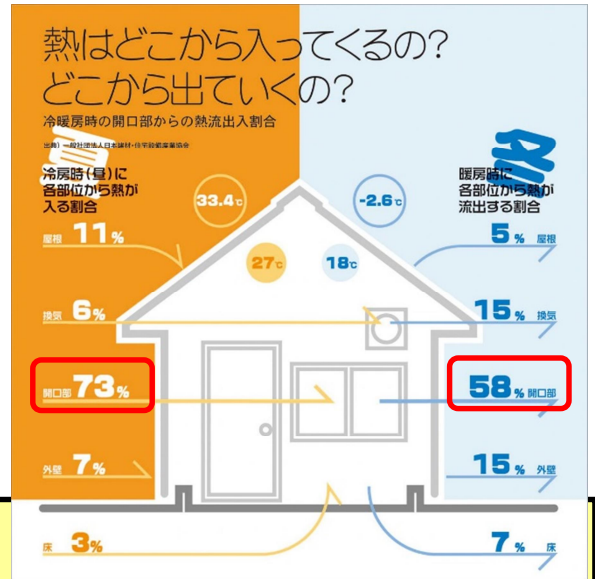
窓・ドアの断熱改修（リフォーム）

をされた方にえがおポイント「5,000P」を発行します。

冷房も暖房も、建物と外気との間で熱が移動する分だけエネルギーを使っています。

移動する熱の半分以上は、窓やドアを経由しています。

窓やドアの熱の出入りを止めれば、今お住まいの住宅でも、エネルギーの消費を効率的に抑えることができます。



対象となる方

- ① 市内に居住※1する方
※1 対象期間：令和6年4月1日以降の改修工事が対象
- ② 市内に移住※2する（した）方
※2 対象期間：前年度の4月1日からの改修工事が対象

対象となる住宅及び工事内容

- ①②に加え、③④のどちらかを満たすこと（新築住宅は対象外です。）
- ① 市内に所在し、自ら居住または所有する住宅の改修工事（リフォーム）であること
- ② 窓やドア部分の断熱改修工事にかかる費用が、100,000円（税込）以上であること
- ③ 窓・ドアの断熱改修工事（リフォーム）で、複層ガラス（いわゆるペアガラス（トリプルガラス））を用いたものであること
- ④ 既存の窓に追加して窓を設置する改修工事（いわゆる内窓の設置）であること

手続きに必要なもの

- ① 窓・ドアの断熱改修（リフォーム）えがおポイント補助チケット交付申請書 ※ 裏面に記入
- ② 断熱改修工事を行う住宅の位置図及び全体写真 ※ 写真は、外観から当該住宅であることが分かるもの
- ③ 「工事費見積書」の原本
※ 窓やドア以外のリフォームと同時に行う場合、窓、ドアの断熱改修部分の工事費が分かるようにしてください。（諸経費等は他の工事費用との案分で算出します。）
※ 窓やドアのメーカーや製品の型番が記入されていること
- ④ 製品の性能（複層ガラスであること（内窓の設置を除く））が分かる書類（カタログ等）の写し
- ⑤ 「領収書」の原本 ※ 日付が令和6年4月1日以降のもの（市内に移住する（した）方の場合、前年の4月1日以降のもの）
- ⑥ 改修（リフォーム）工事箇所ごとの工事着手前と工事完了後の写真
- ⑦ 本人確認書類 ※ 住所・氏名が確認できるもの（運転免許証、マイナンバーカードなど）
- ⑧ つれてってカード ※ お持ちでない方は、手続き時にカードを作ることができます。

注意）

- ・ 補助の回数は年度内に一軒の住宅につき一回限りです。
- ・ 店舗併用住宅の場合は、住宅部分の改修に限ります。
- ・ 補助対象となる設備は、新品を設置する工事に限ります。
- ・ DIYなどで、部材を自ら購入して設置した場合にも、条件を満たしていれば対象となります。この場合、部材購入の際に、製品のメーカーや型番などが分かる明細等が必要となります。
- ・ 外窓交換、窓ガラス交換、勝手ロドア交換、玄関ドア交換については、複層ガラスを使用している必要があります。
- ・ 内窓設置については、必ずしも複層ガラスを使用している必要はありません。

手続きの方法

上記の①～⑧をご持参のうえ、市役所生活環境課窓口へ直接お越しください。その場でポイントチケットを発行し、つれてってカードへ入力いたします。



【お問い合わせ先】

駒ヶ根市役所 生活環境課
環境保全係
TEL 0265-83-2111（内線 541）

※ 予算がなくなり次第終了になります。

窓・ドアの断熱改修（リフォーム）えがおポイント補助チケット交付申請書

(申請先) 駒ヶ根市役所 民生部 生活環境課

申請者 住 所
 フリガナ
 氏 名 ㊟
 連絡先(電話)

次のとおり窓・ドアの断熱改修（リフォーム）をしたので、えがおポイント補助チケットを交付されるよう、関係書類を添えて申請します。なお、対象住宅の建築年月を確認するため、市が所有する固定資産の情報をご覧することに同意します。

対象住宅の住所	駒ヶ根市		
対象住宅の建築年月 または築年数 ^{※1}	昭和・平成・令和 年 月	築 年	
改修場所	居間 ・ 台所 ・ 寝室 ・ バス・トイレ その他 ()		
断熱改修工事の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 複層ガラス化（ガラスのみの取り換え・サッシの取り換え） ・ 開口部の二重窓化 ・ ドアの取り換え（複層ガラス使用） ・ その他 () 		
窓・ドア部分の断熱改修に係る工事金額 ^{※2}	円 (税込)	工事完了日	令和 年 月 日
持参書類	<p>① 断熱改修工事を行う住宅の位置図及び全体写真 <small>※ 写真は外観から当該住宅であることが分かるもの</small></p> <p>② 「工事費見積書」の原本 <small>※ 窓・ドア部分の明細が分かるもの <small>※ 確認後、返却いたします。</small></small></p> <p>③ 製品の性能（複層ガラスであること（内窓の設置を除く）が分かる書類（カタログ等）の写し） <small>※ 確認後、返却いたします。</small></p> <p>④ 「領収書」の原本 <small>※ 日付が令和6年4月1日以降のもの（市内に移住する（した）方の場合、前年の4月1日以降のもの） <small>※ 確認後、返却いたします。</small></small></p> <p>⑤ 改修（リフォーム）工事箇所ごとの工事着手前と工事完了後の写真</p> <p>⑥ 本人確認書類 <small>※ 住所・氏名が確認できるもの</small></p> <p>⑦ つれてってカード <small>※ お持ちでない方は、新規発行いたします。</small></p>		

※1 固定資産税の納税通知書に同封されている固定資産税 都市計画税 土地・家屋課税明細書等で確認できます。

※2 窓・ドア部分の断熱改修以外のリフォームと同時に実施した場合には、当該リフォーム部分は除いてください。その際の諸経費等は、対象部分とそれ以外の部分の按分により計算するものとします。

*処理欄（記入しないでください。）

受付	確認事項	交付	ポイント入力	名簿記載
	<input type="checkbox"/> 領収書確認（受付印押印） <input type="checkbox"/> 本人確認書類確認		<input type="checkbox"/> 当日入力済み <input type="checkbox"/> 後日入力案内	